

付保貯金の払戻し

Q54 付保貯金額の算定後、貯金等はどのように受け取るようになるのですか。

Ans.

- ① 資金援助方式の場合には、破綻農水産業協同組合が民事再生手続の下で、支払ってよい貯金等と支払を差し止める必要のある貯金等を分別する作業等を終え次第、破綻農水産業協同組合において付保貯金額の限度で貯金等の払戻しを受けることができます。
貯金等の払戻開始時期や取扱場所等については、貯金保険機構のホームページ、破綻農水産業協同組合の店頭、マスコミ等を通じてお知らせします。
- ② なお、保険金支払方式による破綻処理が行われる場合には、貯金保険機構が保険金として支払うこととなります（支払時期、請求方法については「第1部 貯金保険制度の概要 4 (3) 保険金支払方式」の項（21ページ）及びQ82を参照してください）。

Q55 破綻農水産業協同組合において貯金等の払戻しが行われることになった場合、いつ払戻しを受けられるのですか。払戻方法はなるのですか。ATMも利用できますか。

Ans.

- ① 貯金保険機構は破綻農水産業協同組合から貯金者データの提出を受け、貯金者の個々の貯金口座の名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）を行い、その結果を破綻農水産業協同組合に通知します。
- ② 通知を受けた破綻農水産業協同組合では、そのデータを基に支払ってよい貯金等と支払を差し止める必要のある貯金等を分別する作業等、貯金等の払戻しのための諸準備を行います。その際、担保貯金については担保権が解除されるか、被担保債権が消滅するまで支払を保留することになっています。
なお、担保貯金をもって借入金と相殺する場合の扱いについては、相殺の項（「第1部 貯金保険制度の概要 3 (3) ハ. 相殺」の項（13ページ））を参照してください。
- ③ また、法的手続としては、例えば破綻農水産業協同組合について民事再生手続が開始されている場合は、貯金保険機構の意見を聴取したうえで裁判所から払戻しの許可が出される必要があります（「第1部 貯金保険制度の概要 3 (2) ハ. 付保貯金の払戻し（資金援助方式）」の項（10ページ）を参照してください）。
- ④ 払戻しまでにどの程度の時間を要するかについては、破綻農水産業協同組合の貯金者データの整備状況をはじめとする諸準備の状況などにより異なりますが、こうした状況が整って所要の手続が行われ次第窓口及びATMにおいて業務を再開し、速やかに貯金等の払戻しを行います。
- ⑤ なお、制度上、他人名義貯金等保険の対象外となっている貯金等については払戻しができません。したがって、貯金等の払戻し、解約の際には本人確認を行うことがあります。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及